

# 身体障害者手帳

身体に障がいがある方が各種福祉サービスを受けようとする場合は、本人(保護者)の申請により、静岡県知事の発行する「身体障害者手帳」を取得する必要があります。

■手帳の申請をするときには、次のものが必要となります。

申請の種類		新規手帳申請	等級変更等	再認定	再交付(破損・紛失等)	返還	氏名変更	市内の住所変更	市外から転入※2	市外へ転出
手続きに必要なもの										
医師の診断書※1		○	○	○						
顔写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)上半身無帽		○	○	○	○		※3		※3	
マイナンバー		○							○	
身体障害者手帳			○	○	※4	○	○	○	○	○
※5	重度医療受給者証					○	○	○	○	○
	障害福祉サービス受給者証					○	○	○	○	○
	児童通所サービス受給者証					○	○	○	○	○
	地域生活支援事業受給者証					○	○	○	○	○
	手当関係					○	○	○	○	○

※1 診断書、指定医師一覧表は福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ)にあります。

※2 静岡市、浜松市、富士市を含みます。

※3 手帳を再度作成希望される場合に必要です。

※4 紛失の場合は不要です。

※5 該当される方のみ必要です。

## ■窓 口

福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

# 療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所にて知的障がいと判定された方に対して、静岡県知事が発行する手帳です。手帳の交付により、各種福祉サービスを受けることができます。

■手帳の申請をするときには、次のものが必要となります。

申請の種類		新規手帳申請※1	再判定※1	再交付（破損・紛失等）	返還	氏名変更	市内の住所変更	市外から転入※2	市外へ転出
手続きに必要なもの									
顔写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)上半身無帽		○		○		※3		※3	
母子健康手帳		※4							
療育手帳			○	※5	○	○	○	○	○
マイナンバー		○						○	
※6	重度医療受給者証				○	○	○	○	○
	障害福祉サービス受給者証				○	○	○	○	○
	児童通所サービス受給者証				○	○	○	○	○
	地域生活支援事業受給者証				○	○	○	○	○
	手当関係				○	○	○	○	○

※1 児童相談所または知的障害者更生相談所にて判定を行います。

※2 静岡市、浜松市を含みます。

※3 手帳を再度作成希望される場合に必要です。

※4 母子健康手帳は申請時の書類記載時に必要となります。

※5 紛失の場合は不要です。

※6 該当される方のみ必要です。

発達障害がある方も療育手帳の交付対象となる場合があります。(IQ80以上89以下)

## ■窓口

福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

# 精神障害者保健福祉手帳

県精神保健福祉センターにて、精神障がいと判定された方に対して、静岡県が交付する手帳です。手帳の交付により、各種福祉サービスを受けることができます。

■手帳の申請をするときには、次のものが必要となります。

申請の種類		新規手帳申請	更新申請	再交付（破損・紛失等）	返還	氏名変更	市内の住所変更	市外から転入	市外へ転出
手続きに必要なもの									
医師の診断書※1または精神障害を事由とした年金証書		○	○						
顔写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)上半身無帽		○		○		※2		※2	
マイナンバー		○	○	○		○	○	○	
みとめ印		※3・4	※3・4	※3	※3	※3	※3	※3	※3
精神障害者保健福祉手帳			○	※5	○	○	○	○	○
※6	重度医療受給者証				○	○	○	○	○
	障害福祉サービス受給者証				○	○	○	○	○
	児童通所サービス受給者証				○	○	○	○	○
	地域生活支援事業受給者証				○	○	○	○	○
	自立支援医療(精神通院)受給者証				○	○	○	○	○
	手当関係				○	○	○	○	○

※1 診断書は福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ)にあります。

※2 手帳を再度作成希望される場合に必要です。

※3 ご本人以外による申請の場合に必要です。

※4 年金証書等で申請される場合に必要です。

※5 紛失の場合は不要です。

※6 該当される方のみ必要です。

写真の貼り付けを希望しないことも可能ですが、受けられるサービスに差異が生じることがありますので、ご了承ください。

発達障がいのある方も状態によって交付対象になる場合があります。

■窓 口

福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

# 令和3年11月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

● 新たに対象となる疾病（6疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	62	関節リウマチ	123	ゴナドトロピン分泌亢進症
2	アイザックス症候群	63	完全大血管転位症	124	5p欠失症候群
3	I g A腎症	64	眼皮膚白皮症	125	コフィン・シリシ症候群
4	I g G 4関連疾患	65	偽性副甲状腺機能低下症	126	コフィン・ローリー症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	66	ギャロウェイ・モフト症候群	127	混合性結合組織病
6	アジソン病	67	急性壊死性脳症 ○	128	鰓耳腎症候群
7	アッシャー症候群	68	急性網膜壊死 ○	129	再生不良性貧血
8	アトピー性脊髄炎	69	球脊髄性筋萎縮症	130	サイトメガロウイルス角膜炎 ○
9	アペール症候群	70	急速進行性糸球体腎炎	131	再発性多発軟骨炎
10	アミロイドーシス	71	強直性脊椎炎	132	左心低形成症候群
11	アラジール症候群	72	巨細胞性動脈炎	133	サルコイドーシス
12	アルポート症候群	73	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	134	三尖弁閉鎖症
13	アレキサンダー病	74	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	135	三頭酵素欠損症
14	アンジェルマン症候群	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	136	CFC症候群
15	アントレー・ピクスラー症候群	76	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	137	シェーグレン症候群
16	イソ吉草酸血症	77	筋萎縮性側索硬化症	138	色素性乾皮症
17	一次性ネフローゼ症候群	78	筋型糖尿病	139	自己貪食空胞性ミオパチー
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	79	筋ジストロフィー	140	自己免疫性肝炎
19	1 p 36欠失症候群	80	クッシング病	141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症(※) ●
20	遺伝性自己炎症疾患	81	クリオピリン関連周期熱症候群	142	自己免疫性溶血性貧血
21	遺伝性ジストニア	82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	143	四肢形成不全 ○
22	遺伝性周期性四肢麻痺	83	クルーゾン症候群	144	シトステロール血症
23	遺伝性脾炎	84	グルコーストランスポーター 1欠損症	145	シトリン欠損症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	85	グルタル酸血症1型	146	紫斑病性腎炎
25	ウィーバー症候群	86	グルタル酸血症2型	147	脂肪萎縮症
26	ウィリアムズ症候群	87	クロウ・深瀬症候群	148	若年性特発性関節炎
27	ウィルソン病	88	クローン病	149	若年性肺気腫
28	ウエスト症候群	89	クローンカイト・カナダ症候群	150	シャルコー・マリー・トゥース病
29	ウエルナー症候群	90	痙攣重積型（二相性）急性脳症	151	重症筋無力症
30	ウォルフラム症候群	91	結節性硬化症	152	修正大血管転位症
31	ウルリッヒ病	92	結節性多発動脈炎	153	ジュベール症候群関連疾患
32	HTLV-1関連脊髄症	93	血栓性血小板減少性紫斑病	154	シュワルツ・ヤンペル症候群
33	A T R - X症候群	94	限局性皮質異形成	155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
34	A D H分泌異常症	95	原発性局所多汗症 ○	156	神経細胞移動異常症
35	エーラス・ダンロス症候群	96	原発性硬化性胆管炎	157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
36	エプスタイン症候群	97	原発性高脂血症	158	神経線維腫症
37	エプスタイン病	98	原発性側索硬化症	159	神経フェリチン症
38	エマヌエル症候群	99	原発性胆汁性胆管炎	160	神経有棘赤血球症
39	遠位型ミオパチー	100	原発性免疫不全症候群	161	進行性核上性麻痺
40	円錐角膜 ○	101	顕微鏡的大腸炎 ○	162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 ●
41	黄色粘帯骨化症	102	顕微鏡的多発血管炎	163	進行性骨化性線維異形成症
42	黄斑ジストロフィー	103	高 I g D症候群	164	進行性多巣性白質脳症
43	大田原症候群	104	好酸球性消化管疾患	165	進行性白質脳症
44	オクシピタル・ホーン症候群	105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	166	進行性ミオクローヌスてんかん
45	オスラー病	106	好酸球性副鼻腔炎	167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
46	カーニー複合	107	抗糸球体基底膜腎炎	168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	108	後縦帯骨化症	169	スタージ・ウェーバー症候群
48	潰瘍性大腸炎	109	甲状腺ホルモン不応症	170	スティーヴンス・ジョンソン症候群
49	下垂体前葉機能低下症	110	拘束型心筋症	171	スミス・マギニス症候群
50	家族性地中海熱	111	高チロシン血症1型	172	スモン ○
51	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体) ●	112	高チロシン血症2型	173	脆弱X症候群
52	家族性良性慢性天疱瘡	113	高チロシン血症3型	174	脆弱X症候群関連疾患
53	カナハン病	114	後天性赤芽球病	175	成人スチル病
54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	115	広範脊柱管狭窄症	176	成長ホルモン分泌亢進症
55	歌舞伎症候群	116	膠様滴状角膜ジストロフィー	177	脊髄空洞症
56	ガラクトース-1-リン酸ワリジルトランスフェラーゼ欠損症	117	抗リン脂質抗体症候群	178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
57	カルチニン回路異常症	118	コケイン症候群	179	脊髄髄膜瘤
58	加齢黄斑変性 ○	119	コステロ症候群	180	脊髄性筋萎縮症
59	肝型糖尿病	120	骨形成不全症	181	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
60	間質性膀胱炎(ハンナ型)	121	骨髄異形成症候群 ○	182	前眼部形成異常
61	環状20番染色体症候群	122	骨髄線維症 ○	183	全身性エリテマトーデス

# 令和3年11月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

● 新たに対象となる疾病（6疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
184	全身性強皮症	245	特発性多中心性キャスルマン病	306	プロピオン酸血症
185	先天異常症候群	246	特発性門脈圧亢進症	307	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
186	先天性横隔膜ヘルニア	247	特発性両側性感音難聴	308	閉塞性細気管支炎
187	先天性核上性球麻痺	248	突発性難聴 ○	309	β-ケトチオラーゼ欠損症
188	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	249	トラヘ症候群	310	パーチット病
189	先天性魚鱗癬	250	中條・西村症候群	311	ベスレムミオパチー
190	先天性筋無力症候群	251	那須・ハコラ病	312	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	252	軟骨無形成症	313	ヘモクロマトーシス ○
192	先天性三尖弁狭窄症	253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	314	ペリー症候群
193	先天性腎性尿崩症	254	22q11.2欠失症候群	315	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
194	先天性赤血球形成異常性貧血	255	乳幼児肝巨大血管腫	316	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
195	先天性僧帽弁狭窄症	256	尿素サイクル異常症	317	片側巨脳症
196	先天性大脳白質形成不全症	257	ヌーナン症候群	318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
197	先天性肺静脈狭窄症	258	ネイル（テラ）症候群（爪棘蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症	319	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
198	先天性風疹症候群 ○	259	ネフロン癆 ●	320	発作性夜間ヘモグロビン尿症
199	先天性副腎低形成症	260	脳クレアチン欠乏症候群 ●	321	ホモシスチン尿症 ●
200	先天性副腎皮質酵素欠損症	261	脳髄黄色腫症	322	ボルフィリン症
201	先天性ミオパチー	262	脳表ヘモジデリン沈着症	323	マリネスコ・シェーグレン症候群
202	先天性無痛無汗症	263	膿疱性乾癬	324	マルファン症候群
203	先天性葉酸吸収不全	264	嚢胞性線維症	325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー
204	前頭頭頂葉変性症	265	パーキンソン病	326	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
205	早期ミオクロニー脳症	266	パージャール病	327	慢性再発性多発性骨髄炎
206	総動脈幹遺残症	267	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	328	慢性肺炎 ○
207	総排泄腔遺残	268	肺動脈性肺高血圧症	329	慢性特発性偽性腸閉塞症
208	総排泄腔外反症	269	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	330	ミオクロニー欠神てんかん
209	ソトス症候群	270	肺胞低換気症候群	331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	271	ハッチンソン・ギルフォード症候群	332	ミトコンドリア病
211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	272	バッド・キアリ症候群	333	無虹彩症
212	大脳皮質基底核変性症	273	ハンチントン病	334	無脾症候群
213	大理石骨病	274	汎発性特発性骨増殖症 ○	335	無βリポタンパク血症
214	ダウン症候群 ○	275	P C D H 19関連症候群	336	メーブルシロップ尿症
215	高安静脈炎	276	非ケトーシス型高グリシニン血症	337	メチルグルタコン酸尿症
216	多系統萎縮症	277	肥厚性皮膚骨膜炎	338	メチルマロン酸血症
217	タナトフォリック骨異形成症	278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	339	メビウス症候群
218	多発血管炎性肉芽腫症	279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	340	メンケス病
219	多発性硬化症／視神経脊髄炎	280	肥大型心筋症	341	網膜色素変性症
220	多発性軟骨性外骨腫症 ○	281	左肺動脈右肺動脈起始症	342	もやもや病
221	多発性嚢胞腎	282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	343	モワット・ウィルソン症候群
222	多脾症候群	283	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	344	薬剤性過敏症候群 ○
223	タンジール病	284	ピッカースタッフ脳幹脳炎	345	ヤング・シンブソン症候群
224	単心室症	285	非典型型溶血性尿毒症候群	346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
225	弾性線維性仮性黄色腫	286	非特異性多発性小腸潰瘍症	347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
226	短腸症候群 ○	287	皮膚筋炎／多発性筋炎	348	4p欠失症候群
227	胆道閉鎖症	288	びまん性汎細気管支炎 ○	349	ライソゾーム病
228	遅発性内リンパ水腫	289	肥満低換気症候群 ○	350	ラスマッセン脳炎
229	チャージ症候群	290	表皮水疱症	351	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	291	ヒルシュスプリング病（全結腸型又は小腸型）	352	ランドウ・クレフナー症候群
231	中毒性表皮壊死症	292	VATER症候群	353	リジン尿性蛋白不耐症
232	腸管神経節細胞減少症	293	ファイファー症候群	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
233	TSH分泌亢進症	294	ファロー四徴症	355	両大血管右室起始症
234	TNF受容体関連周期性症候群	295	ファンconi貧血	356	リンパ管腫症/ゴーム病
235	低ホスファターゼ症	296	封入体筋炎	357	リンパ脈管筋腫症
236	天疱瘡	297	フェニルケトン尿症	358	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	298	フォンタン術後症候群 ○	359	ルビンスユタイン・テイビ症候群
238	特発性拡張型心筋症	299	複合カルボキシラーゼ欠損症	360	レーベル遺伝性視神経症
239	特発性間質性肺炎	300	副甲状腺機能低下症	361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
240	特発性基底核石灰化症	301	副腎白質ジストロフィー	362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
241	特発性血小板減少性紫斑病	302	副腎皮質刺激ホルモン不応症	363	レット症候群
242	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	303	ブラウ症候群	364	レノックス・ガストー症候群
243	特発性後天性全身性無汗症	304	ブラダー・ウィリ症候群	365	ロスモンド・トムソン症候群
244	特発性大腿骨頭壊死症	305	ブリンオン病	366	肋骨異常を伴う先天性側弯症

(※) 新たに対象となる自己免疫性後天性凝固第Ⅹ因子欠乏症は、対象疾病番号141（自己免疫性後天性凝固因子欠乏症）に統合

# 障害程度等級表

級別	肢 体 不 自 由					視 覚 障 害	音 声 機 能・言 語 機 能 又 は そ し ゃ く 機 能 の 障 害
	上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害			
				上 肢 機 能	移 動 機 能		
1級	1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0.01以下のもの	
	1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1. 体幹の機能障害により歩行が困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	
2級	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1. 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの	1. 体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	音声機能・言語機能又はそしやく機能の喪失
	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	音声機能・言語機能又はそしやく機能の著しい障害
3級	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1. 体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	1. 視力の良い方の目の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を越えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	
	1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
4級	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1. 体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	音声機能・言語機能又はそしやく機能の著しい障害
	1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
5級	1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
	1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
6級	1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
	1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	

聴覚又は平衡機能の障害		心臓・じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害 肝臓機能の障害						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	級別	
聴覚障害	平衡機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	肝臓機能障害			
		心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	1級	
							肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	2級	
	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	3級
1. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2. 両耳による普通話声の最良の語言明瞭度が50%以下のもの			心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	4級
	平衡機能の著しい障害								5級	
1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの									6級	